

種苗法の改正に関する意見書

政府は、種苗法の改正案を今国会に提出した。

2017年に「農業競争力強化支援法」が施行し、品種開発のための公的な試験機関に対し、種子生産に関する知見を民間企業に提供することが義務付けられ、種子の開発、生産、普及に関する事業が公的機関から民間企業に移譲された。

政府の種苗法改正案によると、登録品種について、育成者権者が出願時に利用条件を付した場合は、利用条件に反した行為を育成者権者が制限できるとしている。また、農家の自家増殖にも育成者権の効力が及び、登録品種を農業者が増殖する場合、育成者権者の許諾が必要となるとしている。

このことは、これまで認められてきた農家の自家増殖の権利を著しく制限するとともに、自家増殖のための許諾の手続きや費用、新たな種子の購入等の負担が発生することになり、小規模農家の経営の圧迫につながりかねない。

また、育成者権者の許諾を必要とするのは登録品種に限るとしているが、在来種は無数にあり、その把握もされていない中で、新品種との区別を判断することは極めて困難である。出願登録される新品種と農家が自家増殖する一般品種との明確な違いを判断できない状況の下で、一般品種が登録される可能性は否定できない。

よって、国会及び政府においては、「自家増殖」について試験研究等の機関はもとより農業者並びに消費者の声を広く聞くとともに、種苗法改正の慎重な審議を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年（2020年）3月30日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、農林水産大臣

（提出者）民主市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに  
市民ネットワーク北海道石川さわ子議員